

<下線部が改定箇所>

規定	改定前	改定後
振込規定	<p>第7条 依頼内容の変更</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> <p>①訂正の依頼にあたっては、当行所定の振込金訂正等依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>②当行は、振込金訂正等依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>	<p>第7条 依頼内容の変更</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口等において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> <p>①訂正の依頼にあたっては、当行所定の振込金訂正等依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。<u>ただし、当行が特に定めた場合においては、電話で訂正の依頼をお願いする場合があります。この場合、振込金訂正等依頼書および振込金受取書等の提出を要しないものとします。</u>なお、この場合の電話での依頼の誤伝達については、<u>第2条第3項の規定を準用します。</u></p> <p>②当行は、振込金訂正等依頼書または前号ただし書の場合には<u>訂正の依頼</u>に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>

<下線部が改定箇所>

規定	改定前	改定後
振込規定	<p>第8条 組戻し</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。</p> <p>①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の振込金訂正等依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>②当行は、振込金訂正等依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>③組戻しされた振込資金は、振込金訂正等依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p>	<p>第8条 組戻し</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口等において次の組戻しの手続により取扱います。</p> <p>①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の振込金訂正等依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。<u>ただし、当行が特に定めた場合においては、電話で組戻しの依頼をお願いする場合があります。</u> <u>この場合、振込金訂正等依頼書および振込金受取書等の提出を要しないものとします。</u>なお、この場合の電話での依頼の誤伝達については、<u>第2条第3項の規定を準用します。</u></p> <p>②当行は、振込金訂正等依頼書または前号ただし書の場合には組戻しの依頼に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>③組戻しされた振込資金は、振込金訂正等依頼書または第1号ただし書の場合には組戻しの依頼時に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p>

<下線部が改定箇所>

規定	改定前	改定後
ビジネスバンキング Web 利用規定	<p>第29条 振込振替サービス</p> <p>5 取引の成立</p> <p>(3) 振込振替契約が成立した場合、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。</p> <p>8 依頼内容の訂正、組戻し</p> <p>(1) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引を行ったサービス指定口座の口座開設店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> <p>ア 訂正の依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、当該取引を行ったサービス指定口座にかかる届出の印章（以下、「届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>	<p>第29条 振込振替サービス</p> <p>5 取引の成立</p> <p>(3) 振込振替契約が成立した場合、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。<u>依頼内容について、契約者による誤入力があつたとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>8 依頼内容の訂正、組戻し</p> <p>(1) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引を行ったサービス指定口座の口座開設店の窓口等において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> <p>ア 訂正の依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、当該取引を行ったサービス指定口座にかかる届出の印章（以下、「届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。<u>ただし、当行が特に定めた場合においては、電話で訂正の依頼をお願いする場合があります。この場合、振込金訂正等依頼書の提出を要しないものとします。なお、この場合の電話での依頼の誤伝達については、本条第5項第3号の規定を準用します。</u></p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」または<u>本号アただし書の場合には訂正の依頼</u>に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>

<下線部が改定箇所>

規定	改定前	改定後
ビジネスバンキング Web 利用規定	<p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行ったサービス指定口座の口座開設店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第2項の振込手数料等は返却しません。また組戻しつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に届出の印鑑により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p>	<p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行ったサービス指定口座の口座開設店の窓口等において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第2項の振込手数料等は返却しません。また組戻しつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。<u>ただし、当行が特に定めた場合においては、電話で組戻しの依頼をお願いする場合があります。この場合、振込金訂正等依頼書の提出を要しないものとします。</u>なお、この場合の電話での依頼の誤伝達については、本条第5項第3号の規定を準用します。</p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本号アただし書の場合には組戻しの依頼</u>に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本号アただし書の場合には組戻しの依頼時</u>に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に届出の印鑑により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p>

<下線部が改定箇所>

規定	改定前	改定後
ビジネスバンキング Web 利用規定	<p>第34条 総合振込・給与振込共通規定</p> <p>5 当行は、依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続きを行います。</p> <p>11 依頼内容の訂正・組戻し</p> <p>(1) 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> <p>ア 訂正の依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、当該取引を行った支払指定口座にかかる届出の印章（以下、「支払指定口座の届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>	<p>第34条 総合振込・給与振込共通規定</p> <p>5 当行は、依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続きを行います。<u>依頼内容について、契約者による誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>11 依頼内容の訂正・組戻し</p> <p>(1) 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店<u>等</u>において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> <p>ア 訂正の依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、当該取引を行った支払指定口座にかかる届出の印章（以下、「支払指定口座の届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 <u>ただし、当行が特に定めた場合においては、電話で訂正の依頼をお願いする場合があります。この場合、振込金訂正等依頼書の提出を要しないものとします。なお、この場合の電話での依頼の誤伝達については、本条第5項の規定を準用します。</u></p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本号アただし書の場合には訂正の依頼</u>に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>

<下線部が改定箇所>

規定	改定前	改定後
ビジネスバンキング Web利用規定	<p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、とりまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、支払指定口座の届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p>	<p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、とりまとめ店の窓口<u>等</u>において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、支払指定口座の届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。<u>ただし、当行が特に定めた場合においては、電話で組戻しの依頼をお願いする場合があります。この場合、振込金訂正等依頼書の提出を要しないものとします。なお、この場合の電話での依頼の誤伝達については、本条第5項の規定を準用します。</u></p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本号アただし書の場合には組戻しの依頼</u>に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本号アただし書の場合には組戻しの依頼時</u>に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p>

<下線部が改定箇所>

規定	改定前	改定後
マルチバンキングWebサービス利用規定	<p>第4条 振替または振込取引の成立等</p> <p>(5) 前項により振替振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。</p> <p>第7条 依頼内容の変更、組戻し</p> <p>(1) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、お取引店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> <p>ア 訂正の依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章（以下「届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>	<p>第4条 振替または振込取引の成立等</p> <p>(5) 前項により振替振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。<u>依頼内容について、依頼人による誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>第7条 依頼内容の変更、組戻し</p> <p>(1) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、お取引店の窓口等において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> <p>ア 訂正の依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章（以下「届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。<u>ただし、当行が特に定めた場合においては、電話で訂正の依頼をお願いする場合があります。この場合、振込金訂正等依頼書の提出を要しないものとします。なお、この場合の電話での依頼の誤伝達については、第4条第5項の規定を準用します。</u></p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本項アただし書の場合には訂正の依頼</u>に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>

<下線部が改定箇所>

規定	改定前	改定後
マルチバンキングWebサービス利用規定	<p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、お取引店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。</p> <p>ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p>	<p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、お取引店の窓口<u>等</u>において次の組戻しの手続により取扱います。</p> <p>ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。<u>ただし、当行が特に定めた場合においては、電話で組戻しの依頼をお願いする場合があります。この場合、振込金訂正等依頼書の提出を要しないものとします。なお、この場合の電話での依頼の誤伝達については、第4条第5項の規定を準用します。</u></p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本項アただし書の場合には組戻しの依頼</u>に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本項アただし書の場合には組戻しの依頼時</u>に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p>

<下線部が改定箇所>

規定	改定前	改定後
マルチバンキング®Web(一括伝送)利用規定	<p>第27条 総合振込・給与振込共通規定</p> <p>5 当行は、依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続きを行います。</p> <p>11 依頼内容の訂正・組戻し</p> <p>(1) 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> <p>ア 訂正の依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、当該取引を行った支払指定口座にかかる届出の印章（以下、「支払指定口座の届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>	<p>第27条 総合振込・給与振込共通規定</p> <p>5 当行は、依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続きを行います。<u>依頼内容について、契約者による誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>11 依頼内容の訂正・組戻し</p> <p>(1) 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店等において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> <p>ア 訂正の依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、当該取引を行った支払指定口座にかかる届出の印章（以下、「支払指定口座の届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。<u>ただし、当行が特に定めた場合においては、電話で訂正の依頼をお願いする場合があります。この場合、振込金訂正等依頼書の提出を要しないものとします。なお、この場合の電話での依頼の誤伝達については、本条第5項の規定を準用します。</u></p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本号アただし書の場合には訂正の依頼</u>に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>

<下線部が改定箇所>

規定	改定前	改定後
マルチバンキング®Web(一括伝送)利用規定	<p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、とりまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等は返却しません。また組戻しつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、支払指定口座の届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p>	<p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、とりまとめ店の窓口等において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等は返却しません。また組戻しつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、支払指定口座の届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。<u>ただし、当行が特に定めた場合においては、電話で組戻しの依頼をお願いする場合があります。この場合、振込金訂正等依頼書の提出を要しないものとします。</u>なお、この場合の電話での依頼の誤伝達については、本条第5項の規定を準用します。</p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本号アただし書の場合には組戻しの依頼</u>に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本号アただし書の場合には組戻しの依頼時に</u>指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p>

<下線部が改定箇所>

規定	改定前	改定後
データ伝送 サービス (ADP)利 用規定	<p>第26条 総合振込・給与振込共通規定</p> <p>5 当行は、依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続を行います。</p> <p>11 依頼内容の訂正・組戻し</p> <p>(1) 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> <p>ア 訂正の依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、当該取引を行った支払指定口座にかかる届出の印章（以下、「支払指定口座の届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>	<p>第26条 総合振込・給与振込共通規定</p> <p>5 当行は、依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続を行います。<u>依頼内容について、契約者による誤入力があつたとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>11 依頼内容の訂正・組戻し</p> <p>(1) 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店<u>等</u>において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取扱います。</p> <p>ア 訂正の依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、当該取引を行った支払指定口座にかかる届出の印章（以下、「支払指定口座の届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 <u>ただし、当行が特に定めた場合においては、電話で訂正の依頼をお願いする場合があります。この場合、振込金訂正等依頼書の提出を要しないものとします。なお、この場合の電話での依頼の誤伝達については、本条第5項の規定を準用します。</u></p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本号アただし書の場合には訂正の依頼</u>に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>

<下線部が改定箇所>

規定	改定前	改定後
データ伝送 サービス (ADP)利 用規定	<p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、支払指定口座の届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受領書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p>	<p>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口等において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、支払指定口座の届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。<u>ただし、当行が特に定めた場合においては、電話で組戻しの依頼をお願いする場合があります。この場合、振込金訂正等依頼書の提出を要しないものとします。</u>なお、この場合の電話での依頼の誤伝達については、本条第5項の規定を準用します。</p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本号アただし書の場合には組戻しの依頼</u>に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本号アただし書の場合には組戻しの依頼時に</u>指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受領書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p>

<下線部が改定箇所>

規定	改定前	改定後
総給口振 Web受付 サービス取扱 規定	<p>第15条 総合振込・給与振込共通</p> <p>(5) 当行は、伝送されたデータおよび持参された明細にもとづき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続きを行います。</p> <p>(12) 依頼内容の訂正・組戻し</p> <p>① 振込取引において、依頼書提出後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店において次の訂正の手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続きにより取扱います。</p> <p>ア 訂正の依頼にあたっては、振込金訂正等依頼書に、当該取引を行った資金決済口座にかかる届出の印章により記名押印して提出するものとします。この場合、本人確認書類または保証人を求めることがあります。</p> <p>イ 当行は、振込金訂正等依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>	<p>第15条 総合振込・給与振込共通</p> <p>(5) 当行は、伝送されたデータおよび持参された明細にもとづき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続きを行います。<u>依頼内容について、利用者による誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。</u></p> <p>(12) 依頼内容の訂正・組戻し</p> <p>① 振込取引において、依頼書提出後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店<u>等</u>において次の訂正の手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続きにより取扱います。</p> <p>ア 訂正の依頼にあたっては、振込金訂正等依頼書に、当該取引を行った資金決済口座にかかる届出の印章により記名押印して提出するものとします。この場合、本人確認書類または保証人を求めることがあります。<u>ただし、当行が特に定めた場合においては、電話で訂正の依頼をお願いする場合があります。この場合、振込金訂正等依頼書の提出を要しないものとします。なお、この場合の電話での依頼の誤伝達については、本条第5項の規定を準用します。</u></p> <p>イ 当行は、振込金訂正等依頼書<u>または本号アただし書の場合には訂正の依頼</u>に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>

<下線部が改定箇所>

規定	改定前	改定後
総給口振 Web受付 サービス取扱 規定	<p>② 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、とりまとめ店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の振込手数料等は返却しないものとします。また、組戻しにつきましては別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、資金決済金口座にかかる届出の印章により記名押印して提出するものとします。この場合、当行所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。</p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に資金決済口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出するものとします。この場合、当行所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。</p>	<p>② 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、とりまとめ店の窓口<u>等</u>において次の組戻しの手続きにより取扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の振込手数料等は返却しないものとします。また、組戻しにつきましては別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に資金決済金口座にかかる届出の印章により記名押印して提出するものとします。この場合、当行所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。<u>ただし、当行が特に定めた場合においては、電話で組戻しの依頼をお願いする場合があります。この場合、振込金訂正等依頼書の提出を要しないものとします。なお、この場合の電話での依頼の誤伝達については、本条第5項の規定を準用します。</u></p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本号アただし書の場合には組戻しの依頼</u>に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本号アただし書の場合には組戻しの依頼時</u>に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に資金決済口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出するものとします。この場合、当行所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。</p>

<下線部が改定箇所>

規定	改定前	改定後
記憶媒体 交換サービス 取扱規定	<p>第13条 総合振込・給与振込共通</p> <p>(5) 当行は、依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続きを行います。</p> <p>(12) 依頼内容の訂正・組戻し</p> <p>① 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店において次の訂正の手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続きにより取扱います。</p> <p>ア 訂正の依頼にあたっては、振込金訂正等依頼書に、当該取引を行った資金決済口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出するものとします。この場合、本人確認書類または保証人を求めることがあります。</p> <p>イ 当行は、振込金訂正等依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>	<p>第13条 総合振込・給与振込共通</p> <p>(5) 当行は、依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続きを行います。<u>依頼内容について、利用者による誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。</u></p> <p>(12) 依頼内容の訂正・組戻し</p> <p>① 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店<u>等</u>において次の訂正の手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続きにより取扱います。</p> <p>ア 訂正の依頼にあたっては、振込金訂正等依頼書に、当該取引を行った資金決済口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出するものとします。この場合、本人確認書類または保証人を求めることがあります。<u>ただし、当行が特に定めた場合においては、電話で訂正の依頼をお願いする場合があります。この場合、振込金訂正等依頼書の提出を要しないものとします。なお、この場合の電話での依頼の誤伝達については、本条第5項の規定を準用します。</u></p> <p>イ 当行は、振込金訂正等依頼書<u>または本号アただし書の場合には訂正の依頼</u>に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p>

<下線部が改定箇所>

規定	改定前	改定後
記憶媒体 交換サービス 取扱規定	<p>② 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、とりまとめ店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の振込手数料等は返却しないものとします。また、組戻しにつきましては別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、資金決済口座にかかる届出の印章により記名押印して提出するものとします。この場合、当行所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。</p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に資金決済口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出するものとします。この場合、当行所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。</p>	<p>② 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、とりまとめ店の窓口<u>等</u>において次の組戻しの手続きにより取扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の振込手数料等は返却しないものとします。また、組戻しにつきましては別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、資金決済口座にかかる届出の印章により記名押印して提出するものとします。この場合、当行所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。<u>ただし、当行が特に定めた場合においては、電話で組戻しの依頼をお願いする場合があります。この場合、振込金訂正等依頼書の提出を要しないものとします。なお、この場合の電話での依頼の誤伝達については、本条第5項の規定を準用します。</u></p> <p>イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本号アただし書の場合には組戻しの依頼</u>に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」<u>または本号アただし書の場合には組戻しの依頼時</u>に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に資金決済口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出するものとします。この場合、当行所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。</p>